

月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野に入れた 教育史研究を求めて

第66号 2020年6月15日

編集・発行 『月刊ニューズレター 現代の大学問題を
視野に入れた教育史研究を求めて』編集委員会
(編集世話人 富岡勝・谷本宗生)

連絡先 大阪府東大阪市小若江3-4-1

近畿大学教職教育部 富岡研究室

e-mail: tomiokamasa@kindai.ac.jp

HP (最新号とバックナンバーを公開中)

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>

コラム「自治」の研究をすることになって、とりあえず大学「自治」の成立と終焉を勉強してみた話。	加藤 善子	2
逸話と世評で綴る女子教育史(66) — 訓令12号とキリスト教諸学校の反応 —	神辺 靖光	7
溝淵進馬『教育学講義』(1909年)の一節から(その2) — 教授の目的 —	谷本 宗生	11
学校資料の教材化を模索して⑩ — 「校歌」の教材化を事例 —	八田 友和	14
明治後期に興った女子の専門学校(21) 六畳一間の東京女医学校—草創期 I	長本 裕子	19
カレッジノベルの研究への道(12) :久米正雄「受験生の手記」(3)	吉野 剛弘	23
戦後生徒会活動成立史の研究 ⑫ — 「特別教育計画の組織と管理」における生徒会論(4) —	猪股 大輝	27
「遠隔授業」準備メモ(3)	富岡 勝	31
体験的文献紹介(14) — 拙著『明治初期東京の女学校』刊行の経緯 ^{いきさつ} —	神辺 靖光	35
刊行要項(2015年6月15日現在)		39
短評・文献紹介		40
会員消息		41

コラム

「自治」の研究をすることになって、とりあえず大学「自治」の成立と終焉を勉強してみた話。

かとう よしこ
加藤 善子（信州大学）

末尾に、ヨーロッパ大学史関連の読書会へのお誘いがあります。どうぞご覧ください。

思いもよらない研究プロジェクトへの誘い

ある日何の気なしに見た、Facebook 上にシェアされた新聞記事—名門進学校の松本深志高校が、外部から研究を公募しているというものの—と、その記事をシェアした同業の卒業生にうまいこと乗せられて、信州に来て10年になるのに深志高校には行ったことがないし、戦前の資料を見せてもらう口実にもなるかなと思ひ（本筋の「自治」については富岡氏という専門家がいるから任せておけばよいかなというのが実のところ）、軽い気持ちで応募したのが昨年12月のこと。年明けにめでたく採用の連絡をもらい、深志の「自治」の精神を検証するべく、自治へのアプローチをどうしたものか、ぼんやりと考え続ける日々が始まった。

私は深志の卒業生ではないし、自治の研究もしたことがないので、「自治ってなんですか」から始まることになるのだが、研究チームの卒業生の話を聞いても、わからなくなっていくばかりなのだ。「自治は死んだ」と言っただけはいつも議論していたという人（何を議論していたのかは聞いていない）、「自治が墮落している」と問題になって、校友会誌を調べてみたら昔から何度も「自治の墮落」が問題になっていたという人（何をもちて墮落とするのかはわからない）、「自治」の中身はともかく、「自治」と聞いたらスイッチが入るといふ人、自治をめぐるエピソードは多々あり、それぞれに思い入れが伝わってくるが、つかみどころのない印象がのこったまま数ヶ月を過ごした。

質問をくりかえし、話を聞く中で、「自治は常に『不在の理念』として意識されていた」という語りや、少しずつ、そういうものなのかなと受け

入れられるようになっていったのかもしれない。誰も自治の中身がわからないまま、「自治」という標語を戴いて高校の3年間を過ごしてきたのか、そして自治とは何かを卒業後も考え続けていて、それが実際に経験されていることなのかもしれないと。そしてそれは、非常にノスタルジックで、甘美なものでもあるらしい。

さて、それで、私たちはどうやって、このつかみどころのない「自治」を研究すれば良いのだろう。

そもそも自治はどのように誕生したか

おりしも全く別の必要から、私は今期から「世界史の中の学校」という共通教育科目を開講することになり、付け焼刃で教育・研究の世界史を勉強することになった（良書を紹介してくれた谷本氏に深謝）。大学史は避けて通れないので、ポローニャ大学とパリ大学の成り立ちを（20年ぶりくらいだろうか）復習した。

12世紀、中世自治都市が生まれ、その都市に学生や学者が集まって同業組合を作り、そこで自治を確立していったのだという。大学人が自治を確立しなければならなかったのは、都市の中では市民権を持たない「よそ者」であったがために、市民と同様の権利が認められず、裁判権・税負担・軍役・食料確保などをめぐって都市の住民と利害が対立したからだった。そこで、大学人は団結して協力し合った。特に国民団とよばれる下部組織では「お互いの団結と親睦をはかり、病人を慰め貧者を助け、死人が出たら葬式を出し、学位試験を受けるものは試験場まで送り迎え」までしていた（安原・ロウ2018）。領主や教会権力に訴えて、都市に対して自分たちの権利を認めさせる運動をし、自治を発展させていった。

ここで「自治」というとき、そこには「外」に対して自分たちの権利を認めさせ、その権利を守っていくという中身がある。自治の「内」では、メンバー同士が団結し、助け合い、一定のルールの下に平等に個人を扱うといった慣行もあったことだろう。中世都市の自治も基本的な構造は同じだ。城壁の中に住む市民で内側のルールを決め、それぞれの権

利を認めて(これが市民権である)、外側から自分たちを守り、時には外と対等に交渉した、この仕組みと営みこそが、自治だということになる。

権力側と大学側との「自治」をめぐる綱引き

大学団は領主や教会の権力によって、またキャンパスを持たないゆえのストライキ(街を去り移動すること)によって少しずつ権利を獲得していくが、大学を持つことのメリットが次第に認識されるにつれ、大学団のストライキを見越した都市による大学誘致合戦が繰り広げられるようになり、権力側が自分たちで大学を設立する「設置型」大学も増えて行く。大学はその誕生の経緯と性質上きわめて国際的であり、多様性を持っていたが、設置者が域外の大学に行くことを禁じたり、学生の宗教を制限したりして、その多様性は失われ、自治への介入が行われる。大学における古典主義の形骸化が批判され、母国語での教育が行われるようになると、教育の対象がその国の大衆に移っていくものの、結果的にその国王や教会・教派のための人材養成機関という側面が強くなっていくのだ。

結局のところ、伝統的な学問領域であった古典語・神学・法学の修得は、聖職や司法官の地位に結びついており、その地位は国が管理していたため、大学団が持っていた自治権(学生の登録資格・修業年限・試験の方式や免状の付与などの決定権)は、権力側に奪われていくことになる。最後まで残っていたとされる、講義内容を学生が選び決定できる権利も限定されていくことになり、国民団が持っていた影響力がなくなり、大学に入学するためには、学生が信教の自由を捨てなくてはならないところも出てきたのだった。

自治の終焉、あるいは

近代的な大学は、官僚養成課程を持ち、それを独占することで近代国家成立に貢献するが、ある一部分でも学問の自由を持ちえたドイツの大学に対して、フランスなどは完全に大学の自治や学問に対する自

由を失った。フランス革命の混乱の後、大学は帝国大学として再生されたものの、パリにあるいくつかの大学や研究機関をのぞいて研究はなされなかったし（しかも思想運動に参加していることが判明すれば容赦なく追放された）、地方の大学教員の主な仕事はバカロレアの採点であったというから、切ないと言うほかはない（例の「大学入学共通テスト」で記述試験が導入されていたならば、私たちも同じ運命をたどったのかもしれない）。

乱暴に言ってしまうえば、大学の「自治」というものは近代国家の枠組みの中では衰退する運命ではある。予算を国に握られ、学生の就職先は経済界に握られて、教育内容に口出しをされ、研究は目先の利益に直結するものでなければならぬ現在の状況は、大学人の同業組合としての権利が失われていった中世後期の設立型大学や初期の近代的大学の置かれた状況と基本的に変わるところがない。

ただ、そこで、そもそも自治の始まった経緯に立ち返ると、それは「外」に対して「内」の権利を確立して守ることであった。「内」では、相互扶助の考え方を踏まえて、おそらくその成員の間に上下関係や不平等は基本的でないことが標榜されるだろう。近代民主主義国家というものだって、そもそも外国に対する自治のひとつの形態である。そうすると、ひとつのアプローチとしては、「自治」を標榜している集団や組織がある場合に、「内」と「外」の境界がどこにあると認識されているかを見つけ、「内」のメンバーシップがどのように守られてきたのか（あるいはこなかったのか）を調べることである。その「内」と「外」は、今では如何に認識されているのだろうか？ あるいは「大学の自治は失われた」と嘆くその状況において、大学人として私たちが守るべきメンバーシップとは何で、それは何に対してなのだろうか？ 旧制高校の自治、寮の自治、といったものは、どこにその境界線があるのか、昔と今の深志高校ではどうなのか？ その境界線がどう移動したか、「内」の平等なメンバーシップが意識されたことはあるのか、そういったところから見て行くのも示唆的かもしれない。その過程で、守らねばならないと思われているが中身が言葉に表現されない「自治」という名の不在の理念が、

輪郭を持って現れてくるかもしれない。そのとき、卒業生たちの思い出の中に確かに存在する、そして同時に「不在の理念」として認識されてきた「自治」は、どのような姿を持って立ち現れるのだろうか。私たちが大学の「自治」を再定義して「大学の自治」が再生せんことに、学問の自由をまた取り戻せるんだと思える日が来ることに、いくばくかの期待を抱きつつ、目の前にある、（不在の理念としての）「自治」の研究を始めよう。

参考文献：

安原義仁・ロウ,ロイ(2018)『「学問の府」の起源 知のネットワークと「大学」の形成』知泉書館。

佐伯啓思(1997)『「市民」とは誰か 戦後民主主義を問い直す』PHP 新書。

シャルル,クリストフ・ヴェルジェ,ジャック(2009)『大学の歴史』白水社クセジュ文庫。

*****ヨーロッパ大学史についての有志読書会のお知らせ*****

日本の大学史を研究する上で欧州の大学史についての知識も重要です。これまで勉強してこなかったことを反省しつつ、読書会をすれば読書が進むのではないかという期待もこめて、共通の本を読んで自由に感想を述べ合うのも良いのではないかと、有志読書会を企画しました。

日時：8月17日(月)15時～16時(ZOOMでの開催を予定)

読む本：『中世イタリアの大学生活』

ガイド・ザッカニーニ著・児玉善仁訳

ご興味がありましたら、お気軽に発起人までご一報ください。

(発起人：加藤善子・富岡勝)

このコラムでは読者の方からの投稿もお待ちしています。

逸話と世評で綴る女子教育史(66)

—訓令12号とキリスト教諸学校の反応—

かんべ やすみつ

神辺 靖光(ニューズレター同人)

明治32年8月3日、「一般ノ教育ヲシテ宗教外ニ特立セシムルノ件」という「文部省訓令12号」が出た。まずその由来を述べよう。

憲法発布、教育勅語発布、そして、市制・町村制、府県制・郡制が整えられ、諸学校令の公布で全国に小学校、尋常中学校が張り巡らされた。同じ頃、政府は諸外国との条約改正に励んでいた。徳川幕府は従来外交無知にも関わらず西洋諸国の圧力で幕末、11ヶ国と通商条約を結んだ。しかしいずれも外国側への片務的最恵国待遇を認めた不平等条約であった。諸条約を継承した明治政府は成立当初から条約改正を諸外国に通達したが交渉は一向に進まなかった。

明治21年、外務大臣になった大隈重信は条約改正に乗り出したが、22年4月、大隈の日米新条約案が「ロンドンタイムス」に掲載されると世論は激昂し、玄洋社員が投げつけた爆弾で大隈は重症を負い、交渉は延期された。その後、歴代の外務大臣が条約改正に努力したが進捗しなかった。しかし第2次伊藤内閣の外相・陸奥宗光が27年7月、日英通商航海条約の調印に成功した。同条約は治外法権の全廃と内地開放、最恵国待遇の相互平等主義で成り立っている。次いで他の欧米諸国とも同様の条約を調印、新条約は5年後の明治32年から実施されることになった。

政府にとって新条約の実施は嬉しいことに違いないが、文部省にとっては治外法権の撤廃で居留地から外国人が国内各地に拡散することは頭の痛いことであった。キリスト教とミッションスクールが国内各地に根を張ることを恐れたからである。しかし帝国憲法で“日本臣民の信教の自由”(第28条)がうたわれているからキリスト教を名指して禁止するわけにはいかない。そこでミッションスクールはみな私立学校だから、文部省の私立学校への監督を強化する「私立学校

令」をつくり、その中に宗教教育の禁止条項を入れようと企てた。しかるにこれが審議される段階で枢密院が反対した。「私立学校令」は勅令だから天皇が命令したことになる。それでは外国のてまえ、まずいということだろう。そこで宗教教育禁止の条項だけを「私立学校令」から切り離し、文部大臣の命令（文部省訓令）として明治32年8月3日、「私立学校令」と一緒に公布したのである。それが「文部省訓令12号」で「一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ学政上最必要トス。依テ官立公立学校及学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校ニ於テハ課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ許ササルベシ」というものである。

「訓令12号」に対し、キリスト教諸学校は黙っていなかった。青山学院をはじめとする6校は同盟して反対趣意書を公にした。「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」という帝国憲法28条に抵触するぞというのである。（明治32年9月3日、日本新聞）これに対し文部省は反対趣意書には答えず、“学校内で礼拝し儀式をするならば各種学校にする”と回答した。各種学校になると徴兵猶予の特権を失い、上級学校への進学が狭められる。これは尋常中学校と同等、もしくはそれ以上の課程を併設している男子系のキリスト教学校にとって一打撃であった。同年9月9日の「東京日々新聞」は次のように伝えている。

文部省が十二号の訓令を発して宗教の混同を規制したるより従来外国伝道会社の手に依て創立せられたる各学校にては到底調和の途なしと諦め既に青山、明治両学院の如きは一旦廃校と決したるも立教、麻布等の諸校は寧ろ沉着の態度を取り、其訓令に遵由せざるべからざるは勿論なるも之と同時に所謂基督教主義は機会ある毎に鼓吹せざるべからず。故に学校に於ては訓令の表に違はざる様にし、其学校以外に於ては従来の如く基督教主義を以て立ち、静かに成り行きを見んといふに略帰着し云々

強行派の明治学院は井深樞之助総理のもと尋常中学部の名を返上して普通学部と改称し生徒がたとえ一名になるとも絶対に聖書の教授と礼拝は止めないと決意した。(『明治学院五十年史』)。穏健派の立教中学校は元田作之進代表のもと訓令に背かず、構内での礼拝や儀式は取り止め、任意的に宗教的事業を行い、基督的気分を作らしめようとした(『立教学院百二十五年史資料編1』)。よって上級学校進学と徴兵猶予の特権を維持することができた。

しかし強硬派の明治学院も翌33年には徴兵猶予の特権を取り戻している。他の各種学校もこの2、3年後には徴兵猶予の特権も上級学校への入学資格も与えられている。訓令に背かず学校内での礼拝と宗教的儀式は取りやめるとした立教中学校はその代り①寄宿舎で宗教的会合を持ち生徒の出席を強要する。②聖堂での毎朝の礼拝に出席を強要する。③学校長が寄宿舎長を兼ねると伺いをたてたところ文部省はあっさり認可した。(石田加都雄『明治32年・文部省訓令12号宗教教育禁止の指令について』)。

訓令12号を発した時は第2次山縣内閣で文部大臣・樺山資紀、次官・奥田義人、勅任参事官・岡田良平、普通学務局長・澤柳政太郎である。樺山資紀は日清戦争の時の海軍軍令部長で海軍大将、文部行政は一切わからぬということで、すべてを部下の3人にまかせたと言われる。そしてこの3人によって「中学校令改正」「実業学校令」「高等女学校令」とその細則が公布され、近代日本の中等教育体制が整えられたのである。明治学院の井深樞之助が異議を唱えて文部省を訪れた



岡田 良平

時、樺山文相はそのことを知らなかったようだと言うし、立教の元田作之進が訪れた時、樺山文相・奥田次官は同情的であったと言う(前掲書)。訓令12号の立案者といわれる勅任参事官・岡田良平によってこれが強行されたのであろう。前後の事情を考え合わせると山縣内閣の方針として日本の教育は「教育勅語」が

示す“天皇に忠誠をつくす日本国民の教育”というタテマエを貫き通したかったのであろう。

なお、次の2項を附記したい。

1, 女学校には徴兵猶予の特権も、上級学校進学上の特典もなかったからミッション女学校に訓令12号の影響はなかった。

2, キリスト教プロテスタントの諸学校の増加が訓令12号事件の少し前頃からとまっているが、この理由は日清戦争を含む当時の日本の社会状況について再検討すべきであろう。訓令12号との直接の関係はなさそうである。

参考文献 『明治以降教育制度発達史4』

溝淵進馬『教育学講義』（1909年）の一節から（その2）

— 教授の目的 —

たにもと むねお

谷本 宗生（大東文化大学）

本稿では、前回に引き続いて、第四高等学校をはじめ第五高等学校、第三高等学校で校長を務めた溝淵進馬（生1871～没1935年）の、主要著書である『教育学講義』（富山房、1909年）から、教授の目的（第5章）などを中心に紹介してみたいと思う。

溝淵がいうには「学問をするに当りて今学んで居ることが将来如何に役立つられるかと云ふことに就いて常に考を巡らすことは宜しくないけれども、将来社会に出た場合に斯く斯くの仕事をしやうと云ふ目的を立てて其為に学問をすると云ふことは多数の人にとつては必要なることである」とし、「目的無しに学問をするものは多く学問に対する熱心がない、又忍耐力がない。…彼等は学問の上に於て進歩することが出来ない。又学問に対する熱心と忍耐力とを欠いて居るが為に困難を忍んで学問をする事が出来ない。…或る職業に従事しやうと云ふ目的を立てて勉強するのは決して賤しきことではないのみならず、又公共心の発達を助くることが大きいのである」と述べ、学生生徒らの間接興味を喚起させることの重要性をまさに指摘している（112～113頁）。

したがって、「吾々は利用の念を離れて学問をしなければならぬ。学問を利用して社会に於て或る地位を得、或る職業に従事しやうとするのは卑しいことであるとした…希臘人の思想である。希臘人は学問を実地に応用することを以て自由民の品位を汚すものとしたのであるが、併し此思想は今日の社会に適用せらるべきものではない。…吾々が各々自己の職業を勉強することに依りて国家、社会の福利が増進せられるのである」と述べ、かつて重んじられたギリシャ人の思想も今日においてはとくに適用されるものではないと強調する（112～113頁）。この点は、安易に教養だけをもとめる教育とは一線を画す、自らの職業を模索するよう勉強すべきだとする溝淵流の教育の特長ともいえよう。

溝淵いわく「教授に於ては智識、技芸を授けると同時に生徒の精神能力を発達せしむることに注意せんければならぬ。又与へられたる智識が児童の意志活動の原因と為り得る為に興味を喚び起すことに心掛けんければならぬ。又凡ての教科は教育的価値を有つて居るからして、凡ての教科の教授の場合には其主要なる目的を害せない範囲内に於て、其教育的価値を考の中に置いて生徒の品性の陶冶を図つて行くやうにせんければならぬのである、之が教授の目的である」と、教授の目的を端的に述べている(119~120頁)。

各教科の教授(第6章)についても、たとえば歴史科については、溝淵は「日本の学校の歴史教授に於いて[ママ]ては地図を利用することが甚だ少ない」とし、「生徒は或る重要な歴史上の出来事の起つた土地が何れにあるかと云ふことを判然と知らない。又今日或る重要な事件が起つて居る土地が世界の何所にあるかと云ふことをも知らない」と、実際の教授上の問題点を挙げている。地図だけでなく、「出来るだけ実物、模型、写真等を利用して此等に就いて明かなる観念を得しむる様にしなければならぬ」とし、「日本の学校の歴史教授に於ては斯う云ふ事をせず、此等の事柄を教授する場合には生徒に唯教科書を読ませるだけであるから、歴史教授が恰も読書教授のやうになつて居る、それで生徒は教授事項に就いて少しも興味を感じない」と重ねて問題点を指摘し、「此等の事項に就いて今述べたやうな直観教授を行つたならば生徒は教授事項に就いて明かなる観念を得るばかりでなく、非常に興味を感じるやうになるのである」と、教授上の改善策を講ずるように強調している(175~177頁)。

また博物科については、「正しく且つ細かに観察する能力、又架空の考を起さないで凡て事実に基いた意見を立てる習慣を養成して行かなければならぬ」とし、「出来るだけ多くの事物を生徒に示し、其直観に訴ふるやうにせなければならぬ」と述べ、「凡ての生徒に一つ一つ実物を与へて、ゆつくりと又細かく之れを観察せしむる様にせんければならぬ」と強調している。さらに、「生徒に観察せしめたことは、或は之れを画かしめ、或は言語、文章を用ひて之れを発表せしむる

様にせんければならぬ」とし、それは「観察したことを先づ心の中で組織立てて、之れを秩序整然たるものにして、然る後に之れを文章に書き表はさんければならぬ。それであるから正しい記載を為さしむる時には思考力の練習となり、同時に論理正しい文章を書き得るに至らしむることが出来るのである」と述べている。加えて、「各地に固有なる景色は其土地に存在して居る所の鉱物、岩石、植物、動物に原因することが多いのであるからして、其種類、分布の状態、生活状態等を野外に於て親しく生徒に示すときには、之に依つて自然を愛し、郷土を慕う念を起さしむることが出来る」と提起しているのである(188~190頁)。

同じく理化学科についても、「只一、二の実験でなくして多くの実験を示し、然る後に始めて生徒をして此等数多の経験的事実から一の理法を帰納せしむる時には、生徒をして比較、判断の習慣を得しめ、従つて思考力を練磨せしめ、又僅かの事実を土台として軽率なる概括をする弊に陥らざらしむることが出来るのである」とし、「数多の実験をして然る後に始めて一般的法則を発見せしめる様にし、さうして概括は数多の事実を経験した後始めて為すべきものである」と強調している(192~193頁)。

なお溝淵は、青年期の生徒らの思想に少なからず影響を与えている書物に関して、「生徒の正科外の読物に注意して、生徒をして読物から悪い思想を受け入れしめない様に出来るだけ努めて行かなければならぬ」と、注意喚起している。そのためには、「学校から家庭に対して特に青年の読物に就いて注意を与へる」ことを厭わないと、教育者として主張しているのである(169~173頁)。この点からも、溝淵が教育者の姿勢として、高校生ら青年子弟の思想活動にいかに対峙したのかも相応にうかがえるところであろう。

学校資料の教材化を模索して⑩

－「校歌」の教材化を事例に－

はった ともかず

八田 友和(クラーク記念国際高等学校)

1、はじめに

本研究では、国民学校および小学校の校歌を取り上げ、教材化の模索を行う。校歌とは、「その学校を象徴するものとして制定された歌。見学の精神や理想とする校風などを表し、その学校の一員であるという自覚を高めるなどの目的で、式典のときなどに歌われるもの¹⁾」と定義される。校歌の歌詞には「このような人間に育ってほしい」という、国や地域、学校の願いが反映されていることが想像に難くない。よって、時代毎の校歌を丁寧に読み解くことで、その当時の社会情勢を理解することにつながるのではないだろうか。また、複数の校歌を比較・検討することで、社会情勢の推移や変化なども読み取ることができるのではないだろうか。

以上を踏まえて本稿では、京都府南丹市に所在した国民学校の校歌と、小学校の校歌を取り上げ、比較・検討を行う。

2、国民学校と校歌

1941(昭和16)年、教育審議会の「国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件」の答申に基づき、「国民学校令」が公布され、初等普通教育機関としての従来の小学校が国民学校に改められた²⁾。国民学校の目的は、国民学校令第一条に「国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス」とまとめられている²⁾。すなわち、国民学校は「教育の全般にわたって皇国の道を修鍊させること」を目的とした教育機関といえる。それを具現化するために、国民学校では、「皇国民の鍊成」という教育目的から教育内容が再編成された(図1)。

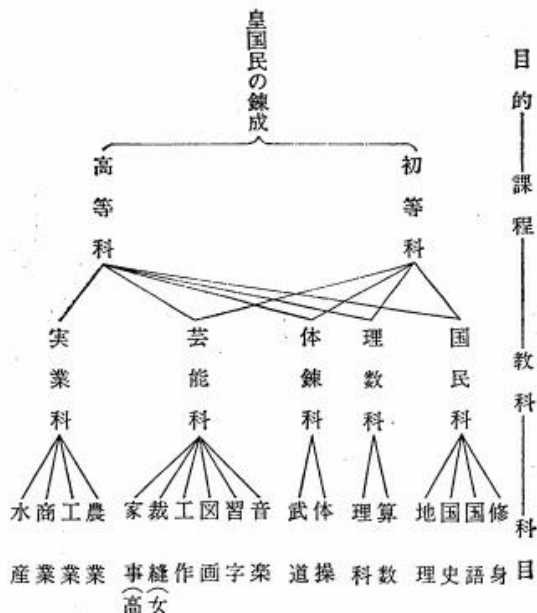


図1 国民学校の教科の構成³⁾

図1から、「皇国民の錬成」という教育目的から、教育課程や教科、科目の再編成が行われていることがわかる。

また、校歌にもこの「皇国民の錬成」を意識したと思われる表現が随所に確認される。ここでは、現在の京都府南丹市に所在した、吉富国民学校および八木国民学校を取り上げる(資料1・2)。

(資料1) 吉富国民学校校歌

1. 流れも清き 大堰の川邊 建る学舎 我等が母校
 體を鍛へ 心を磨き 日々の日課に 力を入れて
2. 忠孝一致の 御民とならん 櫻花咲く 皇國日本
 ここに生れし 我等が誇 共に手を取り 文武に励み
 八紘一字の 理想を目指し 御祖の君の 御楯とならん

(資料2) 八木国民学校校歌

1. 太しき柱 聳える麓 御民我らが 明るく直く
浄らにのびむ 學びの庭 眺めたふとし 榮ゆく八木に
2. あなかしこしな 大君の恩 あな父母の あな師の君の
つきせぬ恵み はてなき訓へ つゆそむかじな 我れ等學び子
3. 大堰水沸く 真夏の書も 城山おろし 雪まく朝も
鍛ふる力 みがける心 やがて盡さむ 皇御國に

資料1・2から、“皇國日本”や“大君の恩”、“御祖の君の 御楯とならん”など「皇国民の鍊成」を意識したと思われる表現を多数確認することができる。この2つの校歌からも、当時の国や地域、学校が子どもたちに対して願い、育成を目指した人間像・人物像を読み取ることができる。

一方で、国民学校制度が廃止された後、小学校で新たに制定された校歌には、先述したような表現が見受けられない。一例として、吉富小学校の校歌を取り上げる(資料3)。

(資料3) 吉富小学校の校歌

1. 流れも清き 大堰の川辺 たてる学び舎 我等の母校
体をきたえ 心をみがき 日々の課業に 力をいれて
文化日本の 先駆とならん
2. 桜花さく よきわが郷土 ここに生まれし 我等の誇り
共に手を取り 心をあわせ 世界平和の 理想をめざし
文化日本の 柱とならん

資料3から、国民学校時代の校歌と比較して、地域の環境や文化、世界平和といったキーワードが校歌に盛り込まれていることがわかる。ここからも、戦後日本のリスタートに向けた意気込みが感じられる校歌になっていることがわかる。

4、考察

本研究から二つの知見を得ることができた。

第一に、国や地域、学校のもつ育てたい子ども像が校歌に凝縮されていることを確認したうえで、その教材化が模索できた点である。国民学校の校歌に「皇国民の錬成」を目指した文言が多く含まれているように、現在の校歌にも育てほしい子ども像や地域の歴史・自然環境の表現が多く含まれている。それらの校歌を比較・検討することで、社会情勢の推移や変化を理解するための一助になると考えられる。

第二に、校歌は子どもたちにとって身近な教材であり、汎用性が高い教材になる点が挙げられる。これまでの連載で取り上げてきた学校資料（絵葉書や集合写真など）は、所蔵している学校に限られてしまうものも多くあった。一方で校歌は、ほとんどの学校で制定されていると同時に、式典などで歌われるため生徒が身近に感じやすい教材であるといえる。また、近隣の学校の校歌と比較・検討することで、地域や学校の歴史について多角的に考察できると考えられる。

5、さいごに

本稿では、校歌について取り上げ、教材化の模索を行った。子どもたちが普段から親しみを込めて歌っている校歌を深く掘り下げることは、探究的な学びを促すだけでなく、地域の自然や歴史に対する理解にもつながっていくことが期待できる。本研究が、校歌を教材として活用する際の一つの事例になれば幸いである。

【註】

1) 「校歌」デジタル大辞泉より引用。(確認2020年6月8日)

<https://kotobank.jp/word/%E6%A0%A1%E6%AD%8C-170817>

2) 文部科学省HP「国民学校令の公布」(確認2020年6月8日)

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317696.htm

3) 前掲HPより転載。

【参考文献】

・ 榎澤和夫2015「歴史を学ぶ視点を考える一時間」『歴史地理教育』4月号 pp.46-51

・ 原田智仁2018『中学校 新学習指導要領 社会の授業づくり』明治図書

・ 南丹市立文化博物館(編)2016『学校のあゆみ 八木地区編』南丹市立文化博物館

・ 文部科学省2018『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説-社会編-』東洋館出版

明治後期に興った女子の専門学校(21)

六畳一間の東京女医学校―草創期 I

ながもと ゆうこ

長本 裕子(ニューズレター同人)

話を東京女医学校に戻そう。明治28年10月の吉岡弥生と荒太のささやかな結婚式に顔を見せなかった弥生の父養齋が、弥生の妹とのが明治女学校の高等科に入学することもあって、29年3月上京した。結婚については、荒太が至誠学院の規則書や身分を証明する書類などを送り、弥生との結婚の許しを求めているが、養齋は不満だった。養齋は荒太に会って人物には安心したが、至誠学院の貧弱な設備に驚き、改善をすすめた。養齋の援助により、神田飯田町に移転し、組織・内容も改め、ドイツ語のほかに、英語・漢文・数学を加えて高等学校の受験生を対象とする予備校にした。ドイツ語の通信講義録を活字印刷にし、日独対訳の医学独習講義録の出版にも着手した。生徒は増え大繁盛したが、必要経費を差し引くと厳しかった。

寄宿舎も赤字だった。弥生は学院の受付・庶務・会計・舎監・寮母を務め、全面的に荒太を支えた。当時の一般的な下宿屋は、月4~5円と高く、そのわりには待遇がよくなかった。学生を救済したいという思いから、月3円の安い寄宿料でおいしい食事を提供し、親切に面倒を見たので、希望者が殺到した。廊下でもいいから置いてほしいという学生が後を絶たなかった。定員23、4名のところ、32、3名も収容しなければならず、定員オーバーで食費がかさみ赤字になった。通信講義録の収入だけでは厳しく、荒太は1週間に60時間以上の授業を受け持つ上に、外務省や陸軍の翻訳も始めた。筆記は弥生が負担した。

弥生はこうした間にも至誠学院の講義を聴き、国語伝習所や斯文学舎へ通って勉強した。妻としての働きと人間としての修養を両立させていこうと向学心が強かった。学院の向かいの家が空いたので家賃16円で借り、弥生は開業し、東京至誠医院の看板を掲げた。玄関三畳、突き当りの四畳半が薬局、続く八畳が患者控室、廻り縁のある八畳が診察室、ほかに六畳と四畳半、三畳(女中部屋)、

三畳（書生部屋）、築山のある庭という間取りだった。医院の利益で、学院と寄宿舎の赤字を埋めようとした。しかし、思ったほど患者は来院せず、学院の赤字を埋めるようになるまでに、家賃滞納で追立てられた。

31年、神田錦町の金華小学校のあとを借り受けて至誠学院を移転したが、翌年11月、荒太が糖尿病にかかり、閉鎖することになった。寄宿舎も解散し、弥生は至誠医院の経営に力を注いだ。結婚から4年間で借金してやりくりする二人のどん底時代であった。

33年秋、女子が学べる唯一の医育機関であった済生学舎が専門学校昇格を見据えて、風紀問題を理由に女子の入学を拒絶した。当時男子学生の中に、「芙蓉団」と称する不良グループがあった。男女交際を求めて、女子学生のあとを追いつき、女子学生をおどしたりすかしたりして誘惑した。気の弱い女子学生は、恐怖心から退学したり、病気にかかったりした。弥生が預かっていた二人の女子学生の一人も、恐怖心からかなり強い神経衰弱にかかった。済生学舎は女子学生の入学を許可しているものの、正式の男女共学ではなかったため、学校は不良学生を取り締まろうとはしなかった。済生学舎の風紀問題が新聞に書きたてられるようになり、さすがに学校も焦って、33年の秋、新しく女子学生の入学を許可しないことにしたのである。さらに不良学生を一掃するどころか、34年3月には在学中の女子学生まで追い出してしまふ。

後のことではあるが、芙蓉団が錦城中学の神田組学生と大乱闘事件を起こす。明治35年3月24日の『時事新報』に、

昨日午後三時二十分頃神田錦町なる新声館に於て催したる東北青年会春期大会の開会中、端なくも見物人の間に争闘を惹起し、白刃閃き煙草盆飛び、終に二名の重傷者を出したる一大椿事こそ起りたれ

（『新聞集成明治編年史』収載）

という概略に始まり、大きく取り上げられている。以前から両者は反目していたため、錦城中学校の生徒が組織する東北青年会の春期大会に芙蓉団員を招待して意志の疎通をはかろうとした。剣舞や薩摩琵琶の演芸が行われ、琵琶の演奏

に聴衆は一斉に拍手して讃えた。その時、招待席の棧敷席にいた芙蓉団員らが嘲笑の声や漫罵の声をあげ、一人が欄干を飛び越えて土間にあった煙草盆を取って青年会員たちの土間に投げ込んだ。さらに別の一人が白鞆の一口を抜いて、琵琶を賞賛した一群の書生めがけて切りつけた。場内は叫喚修羅の巷となった。芙蓉団員の中にはあくまでも青年会を敵として、その滅亡をねらう者がおり、乱闘のきっかけを待っていたのである。済生学舎の学生が中心の芙蓉団がこのような事件を起こしたのである。

そして済生学舎は、明治36年3月に公布された「専門学校令」により、大学昇格の申請を行ったが、設備等不備として認可されなかった。それにひきかえ東京慈恵医院医学校はすぐに認可されたことなどもあって、済生学舎舎長長谷川泰は、36年8月30日、主な新聞に突然廃校宣言の広告を出してしまう。

弥生は、33年の秋、済生学舎が女子を拒絶した知らせを聞いて、このままでは将来日本の女医が絶たれてしまうと思った。女性だけで安心して勉強のできる女医学校の設立を決心し、荒太に相談したところ双手をあげて賛成してくれた。そして、33年12月5日、至誠医院の奥の六畳の一室に「東京女医学校」を開設したのである。冷静になって考えれば、学問もなければ財産もない女医が学校を創って女医を養成しようとするのは無謀であった。ただ、ここまで築き上げてきた女医の伝統を守っていかなければならないという使命感が弥生を立ち上がらせたのである。弥生29歳であった。



創立当時の東京女医学校
記念祭の飾り物
(『吉岡弥生伝』より)

しかし、草創期は悲惨な状況であった。募集に応じて33年12月5日に集まったのはわずか4名であった。六畳間に粗末な机と椅子を並べただけで、荒太が

物理学と化学、弥生が生理学と解剖学を教えた。34年1月より、弥生と済生学舎で同期だった木村鉞太郎が解剖学を担当して、以後20余年にわたり援助してくれた。4月には、済生学舎から追い出されてきた女学生などで20名ほどになり、収容しきれなくなって、5月、牛込区市ヶ谷仲之町に移転した。木造2階建て、2階を教室に、階下を寄宿舍にあてた。門柱に「東京女医学校」と大看板をかかげた。しかし、設備が貧弱なため、地方から上京した者の中には落胆して、女子医学研修所や日本医学校へ移る者もいた。講師もここで教えていることを恥じるような具合で、学生は容易に集まらなかった。設備も講義も貧弱な草創期であった。

「専門学校令」は、入学資格を中学校または修業年限4年以上の高等女学校の卒業者を対象とし、「高等の学術技芸を教授する学校」とした。しかし、政府は女医養成機関を設ける意志がないことを表明した。弥生は、医師として、男性と肩を並べて遜色のない職業人、専門的な職業教育によって、経済的に自立できる女性、男性に従属しない女性の養成を目標として奮闘する。

参考文献

『東京女子医科大学小史』一六十五年の歩み 三上昭美著

『吉岡弥生伝』吉岡弥生女史伝記編纂委員会編集

『学制百年史』文部省

『日本医科大学の歴史』

『新聞集成明治編年史』

カレッジノベルの研究への道(12)

:久米正雄「受験生の手記」(3)

よしの たけひろ

吉野 剛弘(埼玉学園大学)

今号では、第62号に引き続いて久米正雄の「受験生の手記」について検討する。

この小説は、高等学校入試を舞台としているので、当然のごとく受験勉強の様子が描かれている。以下に引用するのは、上京したての頃の健吉の生活ぶりを描いた箇所である。

併し勉強の方には、上京当座一週間ほど、場所が変った刺戟で、落ち着かぬらず前途遼遠といふ感じと共に、まだまだ少し位は怠けてゐても大丈夫だといふ、横着気さへ生じて来た。この頃ではたゞ漫然と参考書などを引繰り返しながりに心持が張り切つてゐた、が、まだ試験まで六月もあると思ふと、知らず識てゐるだけだ。たゞ少し遠大な計画を立て、過去十年間のあらゆる試験問題を蒐集しうしふして見ようと思ひ立つて、散歩の序によく古本屋などを漁るのが、一番受験生らしい心持だ。もうそれも七ヶ年分は集めた。すっかり集つたら暇にまかせて、その全部に目を通すつもりだ。そしたら問題のコツが、少しは飲み込めるやうになるだらうと思ふからだ。

南日の英文解釈法は、大抵の人が少くとも五回は読み返すと云ふから、もうそろそろ読み始めなければなるまい。去年はあれを一回、それもやつと読んだだけだった。

入試問題の過去問は『中学世界』などの受験雑誌に掲載されることはあったが、全問題が掲載されているわけではない。健吉は福島県出身であるから、中学校時代は十分に出版物に触れることはできなかっただろう。その意味で、過去問を古本屋で収集するというのは、立派な準備の一つである。多くの情報に接す

ることができる点は、上京のメリットとして同時の受験雑誌や進学案内書でも触れられている。

南日の英文解釈法とは、1905（明治38）年に発行された南日恒太郎なんにちつねたろうの『英文解釈法』のことである。この本は100版を超えるほどに版を重ね、戦後まで使われ続けた参考書である。参考書は受験生に限らず、中学生も使用するものであるから、久米もこの本を使ったことがあるのかもしれない。

ただ、これらの記述からは、過去問を集めたり、参考書を読むことを決意したりということは読み取れるのだが、本当に解いたり、読んだりしたのは今一つ判然としない。ある程度は実際に勉強してはいるものの、いわゆる「積ん読」になってしまったのではないかと思われる。健吉は再び入学試験に落ちるのである。しかし、健吉に限らず多くの受験生はそうだったようにも思われる。

この小説で描かれる受験生の多くは、お世辞にも優秀とは言い難いのである。以下に示すのは、二度目の入学試験の当日に試験会場に向かう様子を描いた箇所である。

丁度その時誰れか背後の方で、
「あゝしまった。又あの大事な公式を忘れて了つた。」と云つた。見ると中学時代から剽軽者で通つた文科志望の佐々木だつた。
「何だ。どの公式だい。」
「 $a+b$ の二乗の公式さ。」澄まして彼は云つた。
皆な哄笑した。
「 $a^2+2ab+b^2$ これでいゝんだつたかなあ、何んだかさうぢやないやうな気がするんだ。ほんとにそれでいゝんだつたかなあ。どうもどこか間違つてゐるやうな気がしてならない。」佐々木は猶も真顔で云つてゐた。
「全くそんな気もするな。随分しつかり覚えた積りでも、何だか覚え違ひのやうな気がするよ。だから俺は入学試験なんて厭だと云ふんだ。」誰かこんな合槌を打つてゐた。

この小説は、1912(明治45)年か1913(大正2)年の入学試験を受けたであろう佐治祐吉の情報をもとに執筆されたものであることは、以前に触れた。はたして、この当時の入学試験はどのようなものだったのか。本論末尾に示すのは、1912(明治45)年7月に実施された入学試験の数学の代数の問題である。

大変残念なことに、 $(a+b)^2$ の公式を忘れてしまうようでは、たとえ文科であっても合格は覚束ないだろう。「代数ノ二」の(3)を除いて、 $(a+b)^2$ の公式よりもはるかに高度な式の展開ないし因数分解を使わないと解けない問題だからである(ちなみに、(3)も因数分解が必要ではある)。幾何と三角法(今でいうところの解析)、あるいは他教科で相当に挽回できなければ、合格する可能性はほぼない。

参考書や問題集を揃えてもなかなか勉強に手がつかない者や、基本的な知識を度忘れする者という存在は、この小説の大衆的な成功を考えれば必要不可欠である。高等学校を目指す(少なくとも中学校を卒業している)ほどの人間の微妙な出来の悪さが妙味といってよい。それは出来のよい受験生が登場するとどうなるかを考えれば分かることなのだが、この小説にはそのような受験生が少数ながら登場する。

カレッジノベルとしてこの小説を考える際には、そのような出来のよい受験生の描写も検討しなければならない。次号ではその点を検討し、その上でこの小説が示す受験生像について考察することにした。

【1912(明治45)年の数学(代数)の試験問題】

数 学 (其ノ一)

代 数 ノ 一

(注 意) 答案ハ各問題ノ下ニ横書スベシ

(1) 次ノ式ヲ簡單ニセヨ

$$\left(x \frac{a}{a-b}\right)^{\frac{a}{a-b}} \left(x \frac{b}{b-c}\right)^{\frac{b}{a-b}} \left(x \frac{c}{c-a}\right)^{\frac{c}{b-c}}$$

(2) x 及 y ヲ未知數トスル次ノ二ツノ方程式アリ,

$$Kx - 6y = 5K - 3, \quad 2x + (K - 7)y = -7K + 29,$$

此ノ方程式ヲ解キテ $x=y$ トナス爲ニハ、文字 K ノ値如何、又其ノ場合ニ於ケル x 及 y ノ値如何

数 学 (其ノ二)

代 数 ノ 二

(注 意) 答案ハ各問題ノ下ニ横書スベシ

(3) 相異ナル三ツノ數ガ、同時ニ等差級數ニシテ且ツ等比級數ナルコトアルカ

(4) 三ツノ式

$$x + y + z = a, \quad x^2 + y^2 + z^2 = b^2, \quad x^3 + y^3 + z^3 = c^3$$

ヲ與ヘテ、積 xyz ノ値ヲ a, b, c ノ項ニテ表ハセ

戦後生徒会活動成立史の研究 ⑫

—「特別教育計画の組織と管理」における生徒会論(4)—

いのまた だいき

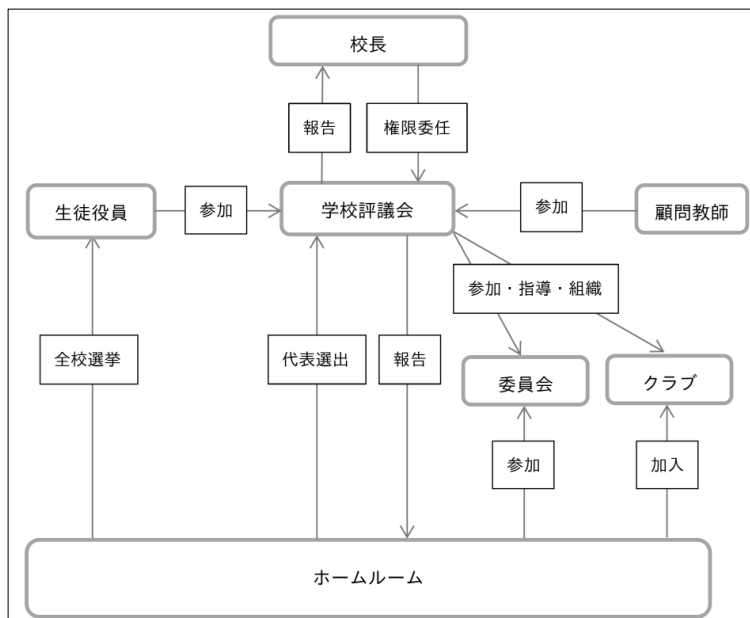
猪股 大輝(東京大学大学院)

前稿までの整理

前稿では、1950年3月に文部省から発刊された『中学校・高等学校管理の手引』に収録された原稿「特別教育計画の組織と管理」について、その内容の一部(生徒会の組織論・指導論)を分析した。

本稿では、前稿に引き続き、「特別教育計画の組織と管理」の内容を整理していく。特に本稿では、同稿の「5. 生徒会および学校評議会」を題材とし、同稿において、生徒会はいかなる活動を行なう生徒組織として想定されていたか、確認する。なお、本論に入る前に、参考として、前稿(ニューズレター第65号)にて示した「特別教育計画の組織と管理」で論じられる生徒会の組織図例を再掲する。

図①:「特別教育計画の組織と管理」に見られる生徒会組織(例)



「特別教育計画の組織と管理」の理論⑨：生徒会の活動内容

同稿では、生徒会の活動について、「各生徒会は最初は規模を小さくし、一時に一活動を取り上げ、その責任を有効に遂行してゆく能力が実証されたならば、その他の諸活動に及ぼしてゆくようにする」(210)としつつ、「責任をもって行う諸活動の型」を提示する。この型は、14の大項目に整理され、その下に個別例が列記される。この大項目のみ列挙すれば、「生徒の福祉・交通問題・社会関係・情報提供・運動競技の計画・学校の校風・諸運動の推進・校舎および校庭・後援すべき事から・各種の奉仕活動・クラブ・競争・他校関係・資金」となる。

この中には、今日の生徒会で行われている活動も多く含まれている。例えば、「生徒の福祉」として例示される「新生入生を学校に馴れさせること」は、今日、各地の生徒会が新生入生歓迎会を主催している活動に繋がるだろうし、あるいは、「情報提供」として例示される「全校のために掲示板を設置し、絶えず新しい情報を提供すること」なども、今日広く行われている。これらの活動は、概ね「学校が「歓迎され且つ家庭的であると感じさせる」(211)ために行われるもので、生徒会が、ホームルームを基盤として、すべての生徒が参加する組織である、という同稿の生徒会論が強調する側面を反映した活動であるといえよう。

一方、活動内容の全体を通観すると、今日の生徒会にはあまり見られないような活動例も見受けられる。例えば、「競争」の項目であげられる、「出席・敏捷・市民としての資質、室の清潔およびりっぱな運動家としての資格等について、各ホームルームの間で競争することを後援すること」などは、今日、ほとんど見られない活動であると言える。今日の生徒会では、「諸運動の推進」の項目であげられる「生徒の行動・健康・礼儀等を改善するために計画された運動を指導する」(213-214)のような活動は行われているが、これを「各ホームルームの間で競争する」まで積極的に推し進めるような活動はほとんど行われぬ。こうした積極的活動を推奨する背景には、同稿が描く初期の生徒会が、ホームルームを基盤とし、教育課程の一環として全生徒が参加する組織であると同時に、本連載が論じてきたように「望ましい社会規範を、上位からの押しつけによるのではなく、

自発的な規律=訓練によって習得すること」(ニューズレター第64号)を全面に押し出した教育方法として構想されていたことを指摘できるだろう。

「特別教育計画の組織と管理」の理論⑩:活動の実施方法

では、以上のような活動は、実際にどのように実施されるのだろうか。同稿によれば、こうした活動は、一般に各ホームルームの代表者によって組織される学校評議会で計画され、同会から指名された委員と各ホームルームからの参加する生徒によって構成される委員会を通じて実施される。評議会は活動の成果について委員会から適宜報告を受け、その「報告が不完全で満足でないならば、さらに仕事を果すよう要請」(225)することが推奨されている。このように、同稿では評議会を中心として、種々の活動が実施されるような組織が構想されていた。

ところで、この委員会について、同稿はいくつかの例を上げている。この委員会の例として挙げられている諸委員会の名称のみ列举すれば、「校舎・校庭委員会・集会委員会・交通委員会・運動競技委員会・選挙委員会・公民委員会・福祉委員会・社会活動委員会・出版委員会・図書委員会」となる。

以上の委員会の名称を概観すると明らかな通り、委員会の例が概ね前述の活動例の項目と対応する形で設定されている。また、こうした委員会のいくつか-例えば交通委員会・選挙委員会・出版委員会など-は、名称をかえつつ、今日においても各地の生徒会にみられるものである。

一方、今日の生徒会にはあまり見られない委員会として、「公民委員会」を指摘できる。同稿によれば、「この委員会は、学校の生徒の行動の基準を作成し、よい公民たるものの目標を周知させる公表計画を組織する。善良な公民としての実践について、ホームルーム間の競争を組織し、公民たることについての集会や討議の予定をつくる」(223)。この委員会は、今日「風紀委員会」などと呼称されている委員会の活動の要素を多分に含んでいるが、その目的が「善良な公民としての実践」として整理され、主に前述の「競争」の活動を担当する委員会として想定されている点は初期生徒会の構想を如実に反映している点と言える。

おわりに

本稿では、これまで、『中学校・高等学校管理の手引』に収録された原稿「特別教育計画の組織と管理」において論じられた生徒会論について、特に生徒会の具体的な活動内容を整理してきた。

以上の議論をまとめると、同稿の活動内容について、次の2点を指摘できよう。すなわち、①同稿の生徒会活動例には、今日の活動の萌芽の要素が多数見られ、その後の生徒会活動の基礎をなしたと考えられるが、②全体を通して、社会規範に対する自己規律化の要素が強く見られ、今日の生徒会では行われていないような積極的な規律化の活動も見受けられる。

ところで、本連載では過去4回にわたり、「同時期の文部省著作における最も充実した特別教育活動論であり、同時に、最も充実した生徒会論を含んでいる」原稿として、「特別教育計画の組織と管理」における生徒会論を整理してきた。連載を通じて明らかにしてきたとおり、同稿の内容は、生徒会に関する目的論・歴史論・指導論・具体的な活動論に至るまで網羅的に含む充実した内容であった。また、同稿の内容を、本連載で過去に分析してきた過去の文部省著作（『新しい中学校の手引』・『新制中学校・高等学校望ましい運営の指針』）の内容と比較してみると、いくつかの要素の変更（「ホームルーム」の基盤化・生徒総会の廃止等）は見られるが、概ねその他の文部省著作の内容を発展させたものと総括することができよう。このことから見て、同稿の内容は、占領期の生徒会論の1つの到達点、ないし典型例として把握することができるといえる。

次号以降では、同稿発刊以降の生徒会論を概観しつつ、本連載の議論全体を整理することを予定している。

注

¹ 文部省(1950)『中学校・高等学校管理の手引』, 教育問題調査所, pp.210-238. なお、本稿の引用は、基本的に全てこの箇所から行った。

「遠隔授業」準備メモ(3)

とみおか まさる

富岡 勝(近畿大学)

はじめに

今年の3月から急遽「遠隔授業」に取り組むことになり、第63号には「遠隔授業」の定義の確認、第64号では slack を使った授業進行構想といった具合に、授業準備をしながらニュースレターの記事を書いてきた。

第65号では遠隔授業の記録保存についてコラムを書いたので、やはり、筆写自身の授業の報告をもう少し残しておきたいと思う。

大阪教育大学「特別活動の展開」(全8回)の報告

第64号で紹介したように、大阪教育大学連合教職大学院で非常勤講師として担当した「特別活動の展開」では、説明動画を作って解説をおこなうとともに、slack を使ってリアルタイムでの指示、意見交換、課題提出などをおこないながら全8回(4月22日、4月25日、5月9日、5月13日、5月20日、5月27日、6月3

特別活動の展開

2020年度前期 4月22日～6月10日 1単位

担当教員 富岡 勝(非常勤講師)
tomikamasa@kindai.ac.jp

富岡勝の自己紹介

- ・東京オリンピックの年に神戸1県で生まれ、名古屋で育つ。中学・高校時代は弓道部。高校ではクラス運動や生徒会活動が好きになる。
- ・大学生活からは京都府。
- ・日本教育史を専攻し、特別活動を教育史の方法で考察中。
- ・明治期以来の日制大学・海軍学校・中学校の学生(生徒「自治」とは呼ばった)のか、どのように変化してきたのかに注目して研究。
- ・趣味は、合戦とニュースレターづくり。研究会や授業見学などで出掛けることも好む。



第1回 オリエンテーション

- ・テーマ0「自己紹介とこの授業への抱負」
- ・テーマ1a「今後実践したい特別活動」
- ・テーマ1b「教職大学院における追求テーマと特別活動との関連」

できれば、slackを通して授業中のコミュニケーションを実施したい。
(「水3限特別活動の展開」 slackワークスペースへの招待URL)
https://join.slack.com/t/w1586843197-qef745856/shared_invite/zt-doi40dj5-d7zFgSgFnmERpOVb19v9BQ

日、6月10日)の遠隔授業を進めた。

この全8回について、1回授業で使った説明動画のスライドの一部を示しながら、簡単に報告しておきたい。

第1回は、富岡の自己紹介、授業目標の説明、全体の流れなどについて説明したあと、受講者に「自己紹介と授業への抱負」「今後実践したい特別活動」「教職大学院における追求テーマと特別活動との関連」について意見交流した（声を出して話し合ったのではなく、5分～10分ずつの準備時間で slack に書き込んでもらい、相互に閲覧したりコメントを付けたりした。

第2回 学習指導要領における特別活動

- テーマ2a「最新の学習指導要領では、特別活動について、前回と比べて何が変化したと考えるか」
- テーマ2b「最新の学習指導要領について特に力を入れたい内容について二つ選んで、なぜ重視するのか、どのように実践していきたいか」
- テーマ2c「最新の学習指導要領における特別活動と関連の深い教科等を二つ選び、どのように関連づけていきたいか」



第2回は学習指導要領における特別活動について扱い、「前回の学習指導要領に比べ何が変化したか」「とくに力を入れたい内容」「教科等とどのように関連づけていき

たいか」について意見交換した。また、発表用の動画を作成して YouTube に「限定公開」する方法について、動画で説明した。

第3回 現在・過去の特別活動実践例の紹介・考察1(おもに学級活動)

- 現在・過去の特別活動実践例を調べ、自らのテーマのヒントになりそうな実践例を選び、発表する(発表方法は、第1回の授業での意見を踏まえて第2回授業で説明する)。
- 第3回はおもに学級活動についての発表を中心にするが、事情によってはこれに限らない。



第3回・第4回は、宿題1として、特別活動の実践例について受講者に動画で発表してもらった。第3回からいきなり発表であったが、受講者は大学院生だったこともあって、第2回の説明動画を見ただけで、全員が動画を作成・「限定公開」して

第4回 現在・過去の特別活動実践例の紹介・考察2(おもに生徒会活動と学校行事に関して)

- 第4回はおもに生徒会活動と学校行事についての発表を中心にするが、事情によってはこれに限らない。

くれた。

宿題として slack に書き込んでおいてもらった「限定公開」動画の URL をもとに、授業の中で約4分の発表動画を全員で視聴し、コメント担当者数名が約2

分間でコメントを slack に書き込むというペースで、2回分の授業で16名の発表を実施した。コメント担当の受講生には、動画を視聴しながらコメントのキーワードをメモしておくように指示しておいたが、短時間で内容のあるコメントを書いてくれた。

第5回 今後実践したい特別活動計画の発表(おもに学級活動に関して)

- 今後実践したい特別活動の指導計画を1件作成し、発表する(発表の形態は、第1回授業を踏まえて後日告知する)
- 第5回はおもに学級活動の指導計画の発表だが、事情によってはこれに限らない。

第6回 今後実践したい特別活動計画の発表(おもに生徒会活動と学校行事に関して)

- 第6回はおもに生徒会活動や学校行事の指導計画の発表だが、事情によってはこれに限らない。

第7回 特別活動実践の展望

- テーマ7a「第5回・第6回の発表から何を学んだか(どんなヒントを得たか)」
- これまでの授業を振り返りながら、定期試験に代わるレポートを作成すること。
課題『今後実践したい特別活動の指導計画』および『他の受講者の発表から学んだこと考えたこと』
A4サイズ3枚以上、ワープロでの作成可。第7回授業終了後2週間以内にメールで提出。

第5回・第6回は、宿題2として「今後実践した特別活動計画」の発表動画を用意してもらって、その発表を実施した。

ただし、第3回・第4回は、約2分間でコメントを書き込んでもらうというハイペースになってしまったため、第7回授業の一部を使って、1回の授業で約6本の発表というペースで進めた。

第6回までは、あえてZOOMなどのビデオ会議システムは利

用しなかった。受講者全員の機器や通信環境が良好かどうか不安があると同時に、第63号・第64号で書いたように、ビデオ会議システムを使わずになるべく無理のない形での遠隔授業を実施したいと考えたためである。しかし、受講者の状況もだいたい分かり、短時間ならビデオ会議システムを使って顔を映しながら交流することについて受講者の同意が得られたので、当初第8回に予定していた「未来に特別活動にむけてのディスカッション」などを実施した。すべての遠隔授業で行ったため、一度は顔を合わせて交流できたのは良かった。

第8回 未来にむけてディスカッション

(第8回の有無や日程等については、後日改めて通知)

- 作成した「定期試験に代わるレポート」を相互に紹介
- 今回のコロナウィルスの事態を含め、未来の教育状況を考えながら特別活動の未来にむけて自由に話し合う。



第8回では、「特別活動の未来にむけての意見交流」の続きとして、富岡からの問題提起として、本号のコラムでも扱われている松本深志高校の

事例を紹介して意見交流した。

この大阪教育大学連合教職大学院での授業は、受講者が大学院生(M2)であったこともあり、大きな混乱はなく実施することができた。また、各受講者が教職大学院で追求している授業研究のテーマがあったので、それと関連付けながら発表してもらったためか、発表についてもスムーズに行われた。

また、5月初旬には、この授業の第2回とほぼ同じ内容を、近畿大学の同僚約10名に参加してもらって「模擬授業」として実施できたことも大いに役立った。受講生役として slack での「模擬授業」に参加してもらうことで、「書き込みをすることで、同時双方向の意見交流ができた面白い」「他の人の意見が先に書き込まれると焦ってしまうので、一定時間後に一斉に書き込みを送信したほうがよい」「受講者のメールアドレスを公開しないような設定が必要」などの貴重なアドバイスをいただき、以後の授業に活かすことができた。

以上のような好条件に恵まれて大阪教育大学連合教職大学院での遠隔授業を実施することができたが、本務の近畿大学での授業では新たな課題をクリアすることが必要となった。これについても、次号で報告しておきたい。

体験的文献紹介(14)

—拙著『明治初期東京の女学校』刊行の経緯—

いきさつ
かんべ やすみつ
神辺 靖光(ニューズレター同人)

本シリーズ(9)に書いたように私は新渡戸稲造の女子教育に触発されて女子教育論に関心を持つようになった。私が勤務していた東京文化高等学校の創立者は北海道大学での新渡戸の愛弟子・森本厚吉であり当校の初代校長は新渡戸稲造である。そして現校長は森本厚吉の妻の森本静子である。静子校長は毎週月曜日の朝礼に生徒に訓示をする。わかり易い語り口で生徒に慕われていた。時々新渡戸稲造や彼の教育論に及ぶ。私は興味を覚えて静子校長に会談を求めた。校長は喜んで迎えてくれて談話がはずんだが、話が女子教育思想になると噛み合わなくなる。私が理解した所では新渡戸は女性は一箇の人間として尊ばれねばならぬもので、良妻賢母主義とは一線を画す。しかるに静子校長は女性の尊厳と良妻賢母主義は一体だという。新渡戸や森本厚吉の逸話になると二人は楽しく語るのだが、良妻賢母論になると水と油になる。静子校長は東京女子高等師範学校の卒業で各界で活躍する女性の友人も多いし高名な女性教育家を知っている。しかしそれらはすべて明治後半期のことで、明治のはじめに女学校ができたことすら知らなかった。

1965年頃、東京都は人口増加と高校進学率の急増で私立女子高校の全盛期がはじまった。いずれの高校も校舎の改築や増設を行う一方、PR をかねて教員や生徒による新聞や雑誌、副読本等を刊行するようになった。本校ではすでに学校タイムスを発行していたので「高校生活」という副読本をつくることになった。私が編集長になったので各学科別に新しい授業を紹介することにした。国語、数学、理科、英語、家庭科は執筆者が決ったが社会科は執筆者がない。すると静子校長が私を呼んで女学校史を書けという。私との何回かの雑話で思いついたのであろう。承諾せねばならなかった。

当時、女学校史という書物はないが、1943年刊の桜井^{まもる}役『女子教育史』がある。著者の桜井は文部省督学官であったから女学校の制度の変遷に重点を置き、高等女学校、女子師範学校、女子専門学校等の学校数、生徒数等の数値を『文部省年報』等から抜き出している。ただし明治前期は制度化以前とみなのか、クリスチャン女学校やいくつかの私立女学校をあげただけである。戦後、女子教育振興の^{こた}声に呼応して野間教育研究所が紀要第一輯（1947年刊）に女子教育特輯を組み、土屋忠雄「明治文学に見る女子教育問題」、吉田昇「明治以降における女子教育論の変遷」、尾形裕康『女子成年礼の教育的考察』の3論文を載せたが、女学校史とは言い難い。しかしこれを出発点として戦後の女子教育史ははじまるのである。私が「高校生活」に「東京における女学校の起源」を書く前の女学校の研究状況はこの程度であった。

こうした状況の中で女学校史を書かねばならなくなった。これまでの資料収集から考えて明治初期の東京を舞台にすると決めた。日曜日の古書店めぐりで得た『女子学院80年史』『共立学園70年史』『跡見女学校50年史』『実践女子学園60年史』『渡辺学園創立60年史』『女子高等師範学校60年史』等の学校沿革史と明治新聞雑誌文庫所蔵の女学校記事及び広告等を資料に「東京における女学校の起源」を書きあげた。『東京文化・高校生活1960年創刊号』に載っている。

森本静子校長や数人に同僚から“日本の女学校の起源がわかった”と過褒の言葉を貰ったが内心^{じくじ}忸怩たるものがあつた。創立年代順に女学校を並べたに過ぎない。前時代からのつながりや変化も明らかでないし、社会状況も不明であるから後代への展開がうかがえない。これはいずれ書き直さねばならぬと心に決めた。

「女学校の起源」を書いた1960年は前述の拙著『明治初期・東京の私塾』が刊行された年であり、私学教育研究所での私学史研究がはじまった年である。博識の武田^{うかが}勤治先生に伺ったら前年に刊行された常見育男『家庭科教育史』と当年（1960）3月出版の志賀匡『女子教育史』を教示された。両書は近世か

ら明治初期につなげて女子の裁縫教育を主に叙述している。その頃、尾形先生が教科書『日本教育通史』を出版され、そこに女子教育の項があるので意見を聞きに伺った。先生は私の女学校史の意図をきくと私蔵の奥村喜三郎「^{おんな}女学校発起之趣意」(天保8年)を示され、恐らくこれが女学校の初見ではないか、と言われた。私は狂喜して撮影の許可を貰った。また或る日、早稲田の図書館で「大蔵省開拓使事業報告」なる冊子を見つけた。読めば津田梅子をはじめ5人の少女を米国に留学させたことや東京芝の増上寺内にたてた開拓使女学校のことが書かれている。外国人居留地と同様に明治初期、北海道開拓事業は大蔵省の管轄になっていたからである。これらの資料にこれまで筆写した新聞雑誌文庫の新聞記事、都政史料館所蔵の開学願書を加えれば東京の女学校史が書けると踏んで構想を練った。対象時期は明治元年から10年までで、話の都合により幕末に^{さかのぼ}遡り、明治期全般に及ぶとして、次の章立てを構想した。

第1章・転換期の女学校……①江戸の女子教育、②漢学系私塾における女子の学習、③女学校の興起

第2章・官立女学校……①女学校設立の気運、②官立女学校

第3章・私立女学校……①女塾、②女紅場

第4章・ミッションスクール……①プロテスタント各派の日本伝道、②長老教会の女学校、③メソジストの女学校、④その他のミッション女学校

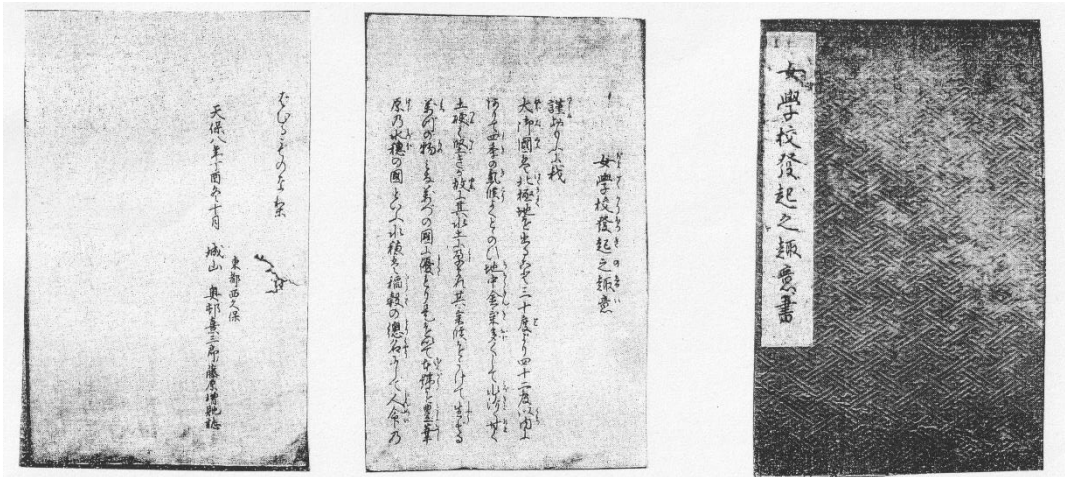
第5章・女学校の諸様相……①設立時期と設立区域、②女塾の実態、③ミッション女学校の功績

結論

5章②の女塾の実態は塾舎、教師、生徒、教則と塾則、授業料と教員給料を詳述した。以上を書き上げ、『明治初期・東京の女学校—特に私立女学校の成

立過程について』と題して1964年12月、財団法人私学研修福祉会の1964年度研究成果刊行助成費を受けて刊行した。

奥村喜三郎 女学校発起之趣意書(故尾形裕康所蔵)



未葉

初葉

表紙

『月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野に入れた教育史研究を求めて』
刊行要項(2015年6月15日現在)

1. (目的) 広い意味で「現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究」を各執筆者が互いに交流し、研究を進展させていくことを目的にこのニューズレターを発行します。
2. (記事のテーマ) 記事は、広い意味で現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究であれば、高等教育史だけでなく中等教育史や初等教育史なども含めた幅広いテーマを募集します。
3. (刊行頻度・期間) 研究進展のペースメーカーとするため毎月刊行し、最低限3年間は継続します。
4. (編集委員会・編集世話人) 発行主体は編集委員会とし、編集責任者として編集世話人を設け、当面は富岡勝と谷本宗生が担当します。編集委員は、執筆者の中から数名程度募集します。
5. (執筆者) 執筆者は、最低限1年間参加し、原則として毎月執筆してください。ご希望の方は、編集世話人までご連絡ください。執筆者は、刊行経費として毎年600円を負担してください。
6. (記事の責任) 記事の内容については、執筆者で責任をもって執筆してください。参考文献・引用文献の出典を明らかにするなどの研究上の基本ルールはもちろん守ってください。また、ごくまれに、編集世話人の判断によって記事の掲載を見合わせる場合があります。
7. (記事の種類・分量) 記事の種類は、論考、研究上のアイデア、史資料の紹介、先行研究の検討など研究に関するものでしたら何でも結構です。記事1本分の分量は、A5サイズ2枚～4枚ぐらいを目安とします。
8. 毎月の刊行をスムーズに行うため、レイアウトなどは簡素なものにとどめます。世話人によるニューズレターの印刷は、国会図書館献本用などごく少数にとどめます。執筆者にはニューズレターのPDFファイルをメールでお送りしますので、各執筆者で必要部数をプリンターで印刷するなどして、まわりの方に献本してください。
9. ニューズレターの内容は、下記のホームページで公開します。
<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>
10. ニューズレターを中心とした研究交流をしていきますが、年に1回程度は、必要に応じて執筆者の交流会を開催します。
11. 以上の内容を変更したときは、この要項を改訂していきます。

以上

短評・文献紹介

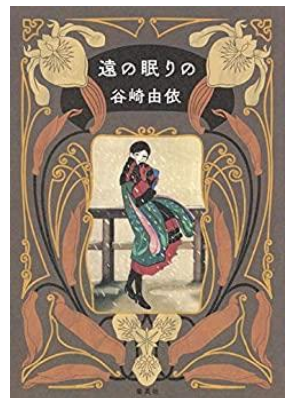
山本貴光さん(ゲーム作家、金沢工業大学客員教授)が執筆された、書店や書棚に関するコラム「記憶の劇場としての書店」「身の丈のここちよさ」(『街灯りとしての本屋』2019年所収)を、ステイ・ホーム期間に読んでみました。

山本さんは、店舗空間の限りある書店の書棚について、まず次のように興味深く述べています。「書棚とは庭のようなものだ。庭のどこになにを植えるか、どんな植物を隣り合わせるか、季節によってどう変わるか。そこには、手を入れる人のものの見方が如実にあらわれる。よく世話されている庭もあれば、人気や流行によってつくられる庭もあれば、荒れ放題の庭もある。言葉を選ばずに言えば、それぞれに偏りがある」とし、「限りある空間に選ばれた植物がある」からこそ、「その様子を眺めて、『ああ、いい庭だ』と感じたり、『これを植えるなら、あれもあっていいかも』『また見に来よう』と考えたりする」ともいいます(85頁)。

また山本さんいわく、「書店は一種の記憶装置である」と表現し、書店の効用について「本の形をした知識や創作を集めて並べた場所というだけでなく、訪れる人の記憶を助ける劇場でもあるのだ。バラバラなら到底覚えにくいことも、空間とそこに置かれた本の配置によって互いに結びつけやすい。馴染みの書店なら記憶のなかでも書棚にアクセスできる。それはいわば頭の中に知のマップを一つ置いておくようなもの」と率直に語ります(32頁)。我われにとって、もしやそういう場であるなら、やはり日々の身近で行きつけの書店さんが少しでもあるのは、とても大切なことだといえるでしょう。

参考サイト <http://www.raichosha.co.jp/bcitylight/index> (谷本)

勤務先の門前の書店で、「本学教員が書いた本」として、谷崎由衣著『遠の眠りの』(集英社、2019年)が販売されていたので購入した。昭和初期の福井の百貨店につくられた「少女歌劇団」で脚本係を務めた主人公の物語で、農村と福井の街の暮らしの相違や、戦時体制が強まっていく状況などがおそらく豊富な資料に基いて描かれていて、一気に読んだ。学内には、色々な興味深い取り組みをしている教職員・学生がいることに改めて気がついた。こうした条件をもっと活かしていきたいものだと思う。(富岡)



国・都の自粛宣言に基づくステイ・ホームしている中で、ネットの科学ニュースをみていて、ある自然界の不思議さ、奥深さを強く感じました。スイス連邦工科大学チューリッヒ校の科学者らによれば、ミツバチが意図的に植物の葉にダメージを与え、開花を積極的に促して供給される花粉の生産量をもとめている…ということを発見しました。この研究成果によれば、天候等の適用条件にかかわらず、我われにとって懸案である農作物の増産にも応用できるのではないかとということです。またイスラエルのテルアビブ大学の研究者らによれば、花粉を媒介するミツバチの羽音を植物が聞き分け、蜜の糖度を一時的に上昇させていることも分かりました。植物は大切な生存活動において、蜜の生産や授粉以外にも、たとえば有害視される生物に対して、また逆に種子を拡散してくれる協力的な生物に対して、植物自身の何がしかの音響信号を発しているのではないかと…という興味深い推測仮説なども、また十分に考えられそうですね。

ちょうど同じステイ・ホーム中にみていたアニメ作品「ソードアート・オンライン アリシゼーション」第8話で、主人公のキリトが先輩の卒業時に渡すために花々を花壇で育てていたのですが、仲間のイジワルを受けて花のつぼみを切り取られてしまい、途方に暮れるシーンがありました。話の展開自体はぜひ視聴いただければ幸いですが、花壇に綺麗に咲いている生花たちが、自らの仲間を助けたい!…という思いがある奇跡?を呼びます。

参考サイト https://abema.tv/video/episode/25-102_s3_p8 (谷本)

筆者は、私立高等学校で勤務する傍ら、八洲学園大学で博物館学芸員や社会教育主事資格取得に向けて学習している「学生」でもある。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、オンライン授業の増加やそれに向けた教育環境の整備を考える時、八洲学園大学が日本初のインターネット大学として開学してから、現在まで積み重ねてきた経験やスキルに学ぶことが大いにあった。授業の実施方法についてはもちろん、教材の配信や再配信授業の方法など、すぐにでも勤務校で実践できそうなものがたくさんあった。現在、筆者の授業において、試験的に教材の配信など、欠席者への対応について工夫を行っている。今後も、大学等で行われている先進的事例を参考に、オンライン授業に対応していきたいと考えている。(八田)

一部の授業では、対面授業になりました。ただし、こちらはマスクとフェイスシールド着用で、さすがに苦しく、90分の授業はできません…。講義はまだよいのですが、教職科目の教科指導法などの演習は、学生同士の話し合いもできず、模擬授業をどうしたものか考

え中です。(山本剛)

緊急事態宣言が全国で解除され、大学図書館や国会図書館なども徐々に開館するようになってきました。早速登校し多数の資料を借り出してきて思うことですが、この2ヶ月、読みたいと思った本や論文にすぐにアクセスできない環境というのは知らず知らずの内に相当ストレスであったようです。ちょうど予定している論文投稿も一通り終わったので、新しい研究内容の開拓を画策しています。(猪股)

緊急事態宣言が明け、休館していた博物館等の施設も徐々に再開されてきました。

そんな中、私が最初に行ったのは「さいたま緑の森博物館」です。ここは里山そのものが博物館となっており、様々な自然体験ができます。私が行った日には、事務所にイネの苗が置かれていて、希望者にはバケツを利用した育て方が書かれた紙と一緒に、苗を配布する旨書かれていました。…ということで、我が家のベランダガーデニングにまた新しい仲間が加わりました(笑)。秋には黄金色の穂をつけてくれることを祈りつつ、日々世話をしています。(田中智子)

遠隔授業をする中で、作成した授業資料を朗読して動画を作り、授業中にそれを聴くという機会が増えました。自分の声で録音して聴き直すと、内容が頭に入り、新たな気づきもあります。他のことでも応用できるのではと思い、タブレットに入れてある「evernote」のアプリに本の表紙や該当頁の写真とともに、一部分を録音してみることにしました。なかなか良いデータベースができそうです。

京都市学校歴史博物館から展示の案内が2件来ていましたので、チラシを43頁と44頁に貼り付けます。(富岡)



むかしの学校を飾った
人物画いろいろ



企画展

歴史人物を描いた絵画

令和2年

5月8日(金)

—7月7日(火)

開館時間：9時～17時(入館は16時30分まで)

休館日：毎週水曜日

入館料：大人300円 小・中・高生100円

団体(20人以上)の場合は大人240円 小・中・高生80円

※市内の小・中学生は土・日曜日入館無料

新型コロナウイルス感染症対策のため、期間・内容等が変更となる場合があります。



京都市学校歴史博物館

Kyoto Municipal Museum of School History

企画展

あまり知られていないけれど、おもしろい!

近代京都の自然教育のあゆみ

— SDGs達成のために —

令和2(2020)年7月11日(土) - 10月5日(月)



林間学校での自由読書
大正9(1920)年



土に親しむ
昭和14(1939)年



私の森林間学校 大正期



環境教育の授業 平成13(2001)年



新型コロナウイルス感染症対策のため、期間・内容等が変更となる場合があります。



京都市学校歴史博物館

Kyoto Municipal Museum of School History

京都市学校歴史博物館は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



開館時間：9時～17時(入館は16時30分まで) 休館日：毎週水曜日(祝日の場合は翌平日)

入館料：大人300円 小・中・高生100円 団体(20人以上)の場合は大人240円 小・中・高生80円 ※市内の小・中学生は土・日曜日入館無料